

京都市立学校空調設備整備事業
事業契約書（案）

令和8年4月

京都市

いて暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関若しくは団体に対し、当該情報を提供することができるものとする。

- 3 事業者らは、本事業に係る業務を第三者に行わせようとする場合、暴力団員等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、直ちに、その旨を本市に報告しなければならない。
- 4 事業者らは、本事業に係る業務を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、直ちに、その旨を本市に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。
- 5 事業者らは、本事業の実施に当たり、暴力団員等から業務の妨害その他不当な要求（以下、本項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を本市に報告するとともに警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団員等から不当介入を受けたときも同様とする。
- 6 本市は、事業者らが本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、事業者に対し、当該第三者との間で契約を締結し、若しくは構成員等をして締結させないよう、又は既に当該第三者と契約を締結している場合にあつては、当該契約を解除し、若しくは構成員等をして解除させるよう、求めることができる。
- 7 本市は、本条に基づき、事業者ら及び第三者その他関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

第3章 契約保証金等

（契約保証金等）

第12条 事業者は、契約保証金として、次の各号に掲げる金額の合計額を本市に納付しなければならない。なお、第1号における設計・施工等のサービス対価は別紙10（支払金額等）による。

- (1) 設計・施工等のサービス対価相当額（**割賦手数料を除く。**）の合計額の10%相当額以上の金額
 - (2) 各事業年度の維持管理等のサービス対価相当額の10%相当額以上の金額（なお、初年度は令和9年度の維持管理等のサービス対価相当額の10%相当額以上の金額とする。）
- 2 前項第1号の契約保証金の納付時期は、本事業契約締結と同時とする。前項第2号の契約保証金の納付時期は、初年度は性能保証業務及び維持管理業務が開始されるまでと

し、翌年度以降は、各事業年度の開始日までとする。なお、事業者は、前項第2号の契約保証金について、既に預託している契約保証金の全部又は一部を翌事業年度の契約保証金に充当することができるものとし、この場合においては、充当金額が当該年度に預託すべき契約保証金額に不足する場合に、その差額を当該事業年度の開始日までに預託すれば足りるものとする。

- 3 第1項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、事業者へ返還する。ただし、当該時期が到来した場合であっても、本市は、事業者の本事業契約の債務不履行に基づく損害金、本事業契約の解除による違約金及び損害金等の本市の事業者に対する金銭債権が発生し、又は発生する具体的な可能性が存する場合には、本市は、その返還を留保することができるものとする。

(1) 第1項第1号の契約保証金については、全ての対象校での引渡し完了後、事業者の請求を受けてから速やかに

(2) 第1項第2号の契約保証金については、翌事業年度の契約保証金の納付を受けた後、事業者の請求を受けて速やかに（前項なお書により翌事業年度の契約保証金に充当する場合には、本事業契約の終了後、事業者の請求を受けて速やかに。ただし、充当後に生じた余剰部分については、翌事業年度の開始日以降、事業者の請求を受けてから速やかに）

- 4 事業者は、第1項の契約保証金の納付に代えて、次に掲げる担保を本市に提供することができる。

(1) 日本国債（ただし、額面総額の90%に相当する金額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）

(2) 京都市債（ただし、額面総額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）

(3) 前二号に掲げるもの以外の公債証券又は本市の市長が適当と認める有価証券（ただし、額面総額の80%に相当する金額が第1項各号に規定する金額以上であることを要する。）

- 5 事業者が、次の各号に従い締結されたいずれかの履行保証保険の保険証券又は保証契約の保証証書を本市に提出したときは、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。

(1) 本事業契約の履行を保証する本市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を本市に提出したとき。

(2) 施工企業をして、事業者との工事請負契約の履行を保証する事業者を被保険者とする履行保証保険に加入させ、その保険金請求権に本事業契約に基づき事業者が本市に対して負担する金銭債務（第81条（本市による契約解除）第5項の違約金支払債務を含むが、これに限られない。）の履行を担保する質権を設定し、保険証券を本市に提出したとき。なお、質権設定の費用は全て事業者が負担する。

(3) **本事業契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行その他**

の本市が確実に認める金融機関の保証に係る保証契約を締結し、その保証証書を本市に提出したとき。

- (4) 施工企業をして、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（本事業契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。）に係る保証契約を締結させ、その保証金請求権に本事業契約に基づき事業者が本市に対して負担する金銭債務（第81条（本市による契約解除）第5項の違約金支払債務を含むが、これに限られない。）の履行を担保する質権を設定し、その保証証書を本市に提出したとき。なお、質権設定の費用は全て事業者が負担する。
- 6 事業者が、次の各号に従い締結されたいずれかの履行保証保険の保険証券のいずれかを本市に提出したときは、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。
 - (1) 本事業契約の履行を保証する本市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を本市に提出したとき。
 - (2) 維持管理企業をして、事業者との業務委託負契約の履行を保証する事業者を被保険者とする履行保証保険に加入させ、その保険金請求権に本事業契約に基づき事業者が本市に対して負担する金銭債務（第81条（本市による契約解除）第5項の違約金支払債務を含むが、これに限られない。）の履行を担保する質権を設定し、保険証券を本市に提出したとき。なお、質権設定の費用は全て事業者が負担する。
- 7 第5項及び前項の履行保証保険又は保証契約は、毎事業年度において更新することもできるものとする。
- 8 本市は、第1項により納付された契約保証金、第4項により契約保証金の代わりに本市に提供された有価証券等の換価金並びに第5項及び第6項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金又は保証契約の受領済保証金を、事業者の本事業契約の債務不履行に基づく損害金、本事業契約の解除による違約金及び損害金に充当できるものとする。本市が当該充当を行った場合において、本事業契約の全部につき解除がなされていないときは、事業者は、充当の通知を受けた日から7日以内に、契約保証金又は有価証券等を、第1項に規定する額まで補填するものとする。

第4章 整備対象設備の設計

第1節 事前調査

（事前調査）